



内閣府

## 指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和3年10月4日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 立石 剛  
契約管理係長 野原 慎太郎  
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 大城 淳  
管理第二係長 末次 敦  
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(有)ライフマリン	山口県下関市伊崎町1丁目6番2号

### 2. 指名停止措置期間：

令和3年10月4日～令和4年6月3日（8ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

当該法人の代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして職員に対して令和2年11月から令和3年3月頃、賄賂を贈ったとして令和3年8月23日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年9月10日贈賄罪で起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第2号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

【参考】沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第2号

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が <u>当局の職員以外の関係省庁職員</u> に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  4ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内

### 指名停止の措置期間の加算要因について

措置条項		加算要因	加算期間	根拠
贈賄 (直轄)	2-1	開発建設部及び地方整備局発注工事における贈賄事案	短期2倍	
	2-2	公契約関係競売等妨害と贈賄の複数容疑で逮捕	+1	
		常習性(他の事務所でも)	+2	

#### 【措置期間】

	指名停止業者名	基本期間	加算要因	指名停止期間
			直轄工事における贈賄	
1	(有) ライフマリン	4ヵ月	+4ヵ月 (短期2倍)	<u>8ヵ月</u>